

改正

平成25年12月19日議会告示第3号

令和元年6月24日議会告示第1号

令和7年3月24日議会告示第1号

花巻市議会請願及び陳情取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花巻市議会会議規則（平成18年花巻市議会規則第1号。以下「規則」という。）第3章に規定する請願及び陳情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の用紙等)

第2条 規則第132条に規定する請願書の用紙は、原則として、日本産業規格によるA4を縦長（横書き）に用いる。

2 複数の者が連名で請願書を提出するときは、あらかじめ代表者（以下「請願代表者」という。）を定めて提出する。この場合において、請願代表者の定めがないときは、筆頭の請願者を請願代表者とみなすものとする。

3 提出のあった請願書に2以上の請願の趣旨が記載されている場合は、原則として別個の請願として議長に提出する。この場合において、当該請願が分離し難いときは、請願の趣旨を明確に区分して記載する。

(請願の紹介議員)

第3条 議長、副議長及び請願の付託先の委員会に所属する議員は、請願の紹介議員とならないものとする。

2 紹介議員は、請願の付託後に、委員の改選等により所管する委員会の委員となったときは、請願の紹介議員の取消しを議長に申し出るものとする。

3 紹介議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、文書で議長に申し出るものとする。この場合において、委員会に付託されていないものにあつては議長の許可を得て、委員会に付託されたものにあつては議会の承認を得て取消することができるものとする。

4 委員会に請願が付託された後に紹介議員の死亡、辞職、退職若しくは失職又は紹介の取消しにより、紹介議員が一人もいなくなった場合においても、当該請願は、引き続き

請願として取り扱うものとする。

(請願書の受理)

第4条 請願書は、議長において受理する。

2 請願書は、会期中、閉会中を問わず受理し、整理番号は、暦年を単位とし通し番号とする。

3 一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願は、一般選挙後の議会に継続して審議することができる。

(請願の訂正及び撤回)

第5条 請願者（請願者が複数の場合は、請願代表者。以下同じ。）が請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、紹介議員を通じ、文書により議長に届け出なければならない。この場合において委員会に付託されていないものにあつては議長の承認を得て、委員会に付託されたものにあつては議会の承認を得て、訂正し、又は撤回することができる。

2 委員会審査中の請願の訂正については、委員会の承認が得られれば審査を進め、本会議で事後承認を求めることができる。

(請願を審議する時期)

第6条 請願の取扱いは、定例会の招集告示の日までに提出されたものについては、その会期中に審査し、その後に提出されたものは受理するにとどめ、次の定例会で審議する。

(請願の委員会付託の省略)

第7条 請願のうち、災害等の緊急事態に関するもの、全会派の議員が紹介議員となったもの又は同趣旨の事案に対する結論が出ているものは、議会運営委員会に諮り、議会の議決で委員会付託を省略することができる。

(請願の審査)

第8条 委員会は、付託された請願を速やかに審査する。

2 委員会は、請願の審査のため必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 請願者及び紹介議員の説明を求めること。
- (2) 執行機関の説明及び意見を聴取すること。
- (3) 実地調査を実施すること。
- (4) 公聴会を開催すること。

- (5) 参考人の出席を求め、意見を聴取すること。
- (6) 他の委員会と連合して審査すること。

(請願者への通知)

第9条 議長は、本会議で結論を得た請願については、その結果を文書で請願者に通知する。

2 議長は、閉会中の継続審査となった請願については、その旨請願者に通知する。

(陳情書の用紙等)

第10条 陳情書の用紙等は、第2条の規定を準用する。

2 議長が請願書の例により処理する必要があると認めた陳情の取扱いについては、第4条から前条までの規定を準用する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は、議会運営委員会の意見を聴いて議会の審議に付さないことができる。

- (1) 郵送等により提出されたもので、陳情者と連絡がとれないもの
- (2) 市民以外の者から提出されたもの
- (3) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
- (4) 結論を得てからおおむね1年を経過していない同一の趣旨の陳情で、状況の変化が認められないもの
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの
- (6) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (7) 特定の個人及び団体等を誹謗し、又は中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの
- (8) 裁判等で係争中の事件に係わるもの
- (9) 個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
- (10) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの
- (11) 市の権限に属さない事項について行為を求めるもの（国会又は関係行政庁への意見書提出を求めるものを除く。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、議会運営委員会において、議会の審査になじまないと判断されるもの

4 議長は、前項各号に該当する陳情のうち、議員の議会活動の参考資料として配布することが適当と認めたときは、議員に配布する。

5 議長は、第3項の規定により、議会の審議に付さないことと決定したときは、陳情取扱結果通知（別記様式）により当該陳情者に通知するものとする。

（陳情に類する文書の取扱い）

第11条 意見書、要望書等の名称を付した陳情に類する文書で、議長が前条第2項の規定により請願書の例により処理する必要があると認めたもの以外の文書は、一般文書として取扱うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、請願及び陳情の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日議会告示第1号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日議会告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

様

花巻市議会議長



陳情取扱結果通知

年 月 日付けで提出された陳情は、花巻市議会請願及び陳情取扱要
綱第10条第3項の規定により、下記のとおり議会の審議に付さないことに決
定しましたので通知します。

記

- 1 番号
- 2 件名
- 3 受理年月日
- 4 決定理由